

特定医療費（難病）について 「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます

平成30年9月から、難病法に基づく特定医療費の自己負担上限額の決定に当たり、**「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます。**

以下の要件をどちらも満たす方が世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 現時点（申請時及び前年末）において、婚姻をしていない方

※そのほか、税法上の寡婦控除と同様の要件に該当する必要があります。

要件を満たす方について、寡婦控除が適用されたものとみなして算出した市町村民税（その結果、非課税となる場合を含む）を基礎として、医療費の自己負担上限額を算定するため、**より自己負担の少ない階層区分に決定されることがあります。**

- ※あくまでみなし適用のため、**市町村民税自体が減額されるものではありません。**
- ※**適用には申請が必要**となりますので、お住いの区役所（高齢者・障害者相談コーナー）または難病相談支援センターまでお問い合わせください。
- ※要件に該当するかを確認するため、**戸籍全部事項証明書等の書類を、負担上限月額**の算定に必要な書類として**提出していただく場合があります。**
- ※現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、生活保護受給者の方、市町村民税世帯非課税者の方、人工呼吸器等装着者として認定される場合に該当する方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、負担上限月額が減額されません。
- ※その他、所得の状況等によっては、**負担上限月額が減額されない場合があります。**

<参考：自己負担上限額一覧表> **赤枠の方は自己負担が減額となる可能性があります。**

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額 単位：円 (患者負担割合：2割、外来+入院)		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	-		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 7.1万円未満		10,000	5,000	1,000
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	

